

令和7年 2月 10日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

立科町長 両角正芳

市町村名 (市町村コード)	立科町 (20324)
地域名 (地域内農業集落名)	中尾・美上下 地区 ()
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7 年 2 月 10 日 (第 回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、高齢化が進んでおり、遊休農地の増加が懸念される。現時点において、農業経営の継続意思はあるものの、地域に居住する農業者だけでは地域内農地を守ることは非常に困難であることから、当地域内への就農者を確保することは喫緊の課題である。

また、当地域特有の気候から当町の他地域にはない露地野菜の栽培が盛んであり、産地として守らなければならない地域である。当地域での農業者は少数であることからも農地は比較的集約されているため、後継者を確保し、引き継げる環境を整備していく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域特有の農産物を守っていくためにも、後継者の確保が必要不可欠である。

地域外から農地を利用する者を確保すると同時に、地域内コミュニティーで農地を維持する体制の構築を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	17.76 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	17.76 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農新農用地区域内の農地で、再生利用困難と判定された農地を除いた農地を農業上の利用が行われる地域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を活用し、認定農業者や新規就農者を中心とした担い手へ農地集積を進めていく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

担い手と地権者の意向に沿って、農地中間管理機構への貸付を行い、段階的に集約化を進める。

(3) 基盤整備事業への取組方針

比較的、農地の大区画化は済んでいるが、担い手の希望により、検討・実施していく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

当地域においては、新規就農者を募集し親元就農により育成しながら、経営移譲していくなど、地域の農業が切れ目なく行われていくよう取り組みを展開する。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

農作業の効率化を図るため、担い手のニーズをJAと共有し、作業の効率化や遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

①鳥獣被害防止対策	②有機・減農薬・減肥料	③スマート農業	④輸出	⑤果樹等
⑥燃料・資源作物等	⑦保全・管理等	⑧農業用施設	⑨その他	

【選択した上記の取組方針】